

【情報館】・特にことわりのないものは4月1日(水)から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。

所沢市企業立地支援条例に基づく奨励金の交付対象を拡大

市では、市内に工場などを立地する事業者などに対し、奨励金を交付しています。4月から土地などの所有に関する要件を変更し、交付対象を拡大しました。



◆奨励金の内容

種類	要件	奨励金
①工場等立地奨励金	市内に工場などを立地（事業用定期借地権による借地に立地した場合も対象）	立地に当たり取得した土地、建物および償却資産に係る固定資産税および都市計画税相当額を3年間交付
②特例子会社設立奨励金	市内に特例子会社を設立（特例子会社の親会社などから賃貸している場合も対象）	土地、建物および償却資産に係る固定資産税および都市計画税相当額を5年間交付
③雇用促進奨励金	①または②に当たり新たに市民を雇用	1人当たり30万円（限度額300万円）を交付
④障害者雇用促進奨励金	③の限度額に達し、さらに障害者を雇用	1人当たり20万円（限度額200万円）を交付

問産業振興課 ☎ 2998-9157

放射線量の独自測定結果

市内10カ所を測定したところ、平常時の放射線量の限度（自然放射線などを除く）を下回っていました。

測定日 3月12日
測定結果 0.03〜0.06マイクロシーベルト/時
問環境対策課 ☎ 2998-9230

住宅リフォーム資金の一部を補助

①三世同居等リフォーム資金補助金
対次の全てに該当する方

▼市内に居住し、住民登録がある、または工事後に市内に住民登録をし、三世同居等を行う▼工事をを行う住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者かつ居住者、または所有者と同居の親族で工事契約者



補助金額

▼工事費（税別）の10%に相当する額（1,000円未満は切り捨て）で20万円を限度
◎見積もり金額と工事金額の低い方を補助対象とし、申し込み先着（予算の範囲内）で補助します。

②住宅リフォーム資金補助金

対次の全てに該当する方
▼市内に居住し、住民登録をしていない▼工事をを行う住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者かつ居住者で、過去にこの補助を受けていない▼市税の滞納がない
注意事項 ▼工事が既に着手・完了しているもの、大工工事を含まないエアコン設置などは対象外▼住宅改修工事とは、建物の内外装の修理・修繕、増改築、間取りの変更、居室・浴室・玄関の改良・改善など

補助金額 ▼工事費（税別）の5%に相当する額（1,000円未満は切り捨て）で10万円を限度
◎見積もり金額と工事金額の低い方を補助対象とし、申し込み先着（予算の範囲内）で補助します。

共通事項

補助対象工事 次の全てに該当する工事
▼工事費が20万円以上（税別）で

障害者雇用推進企業支援補助金

市内事業者の障害者雇用および雇用のための経費に対し、補助金を交付します。

申請 5月20日(水)から、必要書類を産業振興課 ☎ 2998-9157へ直接
◎交付申請書は、市役所5階産業振興課、市HP（「リフォーム」）で検索して入手できます。

申請 5月20日(水)から、必要書類を産業振興課 ☎ 2998-9157へ直接

市内事業者の障害者雇用および雇用のための経費に対し、補助金を交付します。

対象経費	補助額
障害者雇用後、新たに雇用する労働者（建築物・設備などの改修、事前調査・社員研修など）	対象経費の3分の1（上限10万円） ◎改修など50万円以上は上限10万円です。
ハローワーク、とろろ就労支援センターを通じて市内に居住する障害者を新たに雇用	1人当たり1年目20万円、2年目10万円 ◎週20時間以上30時間未満の場合は1年目10万円、2年目5万円です。

受付期限

6月30日(火)
◎予算がなくなり次第終了します。
問産業振興課 ☎ 2998-9157

中小企業設備投資融資利子補給金

設備投資に係る融資制度を利用する市内の中小企業者に対し、返済利子の一部を補助します。

対次の全てを満たす方
▼市内に事務所または事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる
▼所沢市に住民登録されている個人

いきいき健康体操教室（前期） 脳と身体の若返り!! 体力アップと認知症予防

- 内 自宅でできる転倒予防・筋力アップのための体操、認知症予防の講話、脳トレゲームなど（全12回）
- 対 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない市内在住の65歳以上で自動車以外の交通手段で通える方
- ◎初めての方を優先します。
- 定 各施設とも25人（抽選）
- 申 問 4月8日(水)までに、住所・氏名・電話番号を参加希望施設へ電話・FAX



施設名	開催日時
さやまがおか荘 (若狭4-2478-4) ☎ 2949-1192 (FAXでの申し込みはうしぬま荘 ☎ 2998-4745へ)	5月12日～7月28日の毎週火曜日午前9時30分～11時30分
とめの里 (中新井547) ☎ 2943-2492	5月12日～7月28日の毎週火曜日午後1時～3時
うしぬま荘 (牛沼54) ☎ 2998-4745	5月13日～7月29日の毎週水曜日午前9時30分～11時30分
やなせ荘 (南永井625-6) ☎ 2944-6773	5月13日～7月29日の毎週水曜日午後1時～3時
緑寿荘 (緑町3-16-7) ☎ 2928-8415	5月14日～7月30日の毎週木曜日午前9時30分～11時30分
さくら荘 (山口356) ☎ 2922-0710	5月14日～7月30日の毎週木曜日午後1時～3時
あづま荘 (久米2263-1) ☎ 2928-1466	5月15日～7月31日の毎週金曜日午前9時30分～11時30分
ところ荘 (宮本町1-2-35) ☎ 2922-0681	5月15日～7月31日の毎週金曜日午後1時～3時

補助金額

補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円/年度1回）
◎予算の範囲内で支給します。

申請 5月7日に貸し切りバスを利用予定の団体は4月15日(水)までに団体名・代表者の氏名・住所・電話番号・利用希望月・バスの種類を〒359-8501市役所1階高齢者支援課 ☎ 2998-9120へ直接・郵送

高齢者交流・研修支援事業補助金

高齢者団体が交流・研修などで日帰り貸し切りバスを利用した場合に、バス費用の一部を補助します。平成26年度まで実施していた高齢者福祉バス運行事業は終了しました。

対次の全てを満たす団体
▼規約・代表者の定めがあり、高齢者福祉または地域に寄与する活動を継続的に行う▼市内に住所を有するおおむね60歳以上の方20人以上で構成▼法人でない

利用条件

20人以上での利用
◎当該年度に既に補助金の交付を受けてバスを利用した方が、利用者の半数以上いる場合は対象外です。

補助上限額

▼大型バス：40,000円
▼中型バス：35,000円
▼小型バス：30,000円
1団体年度1回1台、予算の範囲内

申請 5月7日に貸し切りバスを利用予定の団体は4月15日(水)までに団体名・代表者の氏名・住所・電話番号・利用希望月・バスの種類を〒359-8501市役所1階高齢者支援課 ☎ 2998-9120へ直接・郵送



一般労働相談（予約制）

4月10日(金)午後4時～8時（最終相談：午後7時～1人約50分）
場 市役所5階502会議室
場 市役所5階502会議室

対 勤労者、事業主など
内 就業規則、賃金、解雇、労使間の問題、就業に関することなど
相 談 員 社会保険労務士
申 問 産業振興課
☎ 2998-9157へ電話